

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討について

1 趣旨

北九州市自治基本条例は、条例第 29 条の規定により、条例施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、条例について必要な見直しを検討することとされている。

については、「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会（附属機関）」を開催（平成 26 年度に続き 2 回目）し、条例に基づく市政運営状況の評価や条例の見直し等に関する事項を審議するもの。

2 第 2・3 回評価検討委員会での主な議事内容

■ 第 2 回評価検討委員会（7 月 4 日開催）	
[議 題] ○北九州市の魅力発信 ○広報・広聴事業について	[委員からの主な意見] ・どんな魅力があり、どう情報発信していくかについて、改めて検討すべき。 ・データに基づいた広報でないと説得力がない。 ・情報化が進み、刻々と変化していく状況に、どう対応していくか。
■ 第 3 回評価検討委員会（8 月 1 日開催）	
[議 題] ○多文化共生のまちづくり ○地域コミュニティについて ○NPO 支援・協働に関する事業について	[委員からの主な意見] ・外国人住民が、上手く地域コミュニティに関わっていけるような取組が必要。 ・自治会の担い手づくりが課題である。 ・防災への対応を通じて、自治会や地域に関わる意識が高まった。

3 スケジュール

回	日 程	議 事
第 1 回	R 元. 5. 13	○委員会の運営について（委員長選出、審議の進め方確認） ○自治基本条例の概要説明等
第 2 回	R 元. 7. 4	○条例に基づく市政運営の状況等についての審議 ※情報共有、市民参画を中心に議論
第 3 回	R 元. 8. 1	○条例に基づく市政運営の状況等についての審議 ※コミュニティに関する取り組みを中心に議論
第 4 回	R 元. 10. 8	○答申（案）の検討
第 5 回	R 元. 12. 17	○答申（案）の検討・承認

※検討委員会での議論の内容については、適宜、総務財政委員会にご報告させていただきます。